

平成26年3月 議案概要書
市議会定例会 (当初予算等分)

<議案>

A 予算案件 (21件)

1 一般会計

(1) 平成26年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

2 特別会計

(1) 平成26年度富山市公債管理特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(2) 平成26年度富山市駐車場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 債務負担行為

(3) 平成26年度富山市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(4) 平成26年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(5) 平成26年度富山市介護保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(6) 平成26年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(7) 平成26年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(8) 平成26年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(9) 平成26年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(10) 平成26年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(11) 平成26年度富山市競輪事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(12) 平成26年度富山市農業共済事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(13) 平成26年度富山市農業集落排水事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(14) 平成26年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 地方債

(15) 平成26年度富山市軌道整備事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(16) 平成26年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

3 企業会計

(1) 平成26年度富山市水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 企業債

(2) 平成26年度富山市工業用水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

(3) 平成26年度富山市公共下水道事業会計予算

- | | |
|-------------|-------------|
| ア 収益的収入及び支出 | イ 資本的収入及び支出 |
| ウ 継続費 | エ 企業債 |

(4) 平成26年度富山市病院事業会計予算

- | | |
|-------------|-------------|
| ア 収益的収入及び支出 | イ 資本的収入及び支出 |
| ウ 企業債 | |

B 条例案件（31件）

1 富山市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 次の条例に規定している施設の使用料等について、消費税及び地方消費税の税率引上げ相当額を引き上げる。

ア 「100分の105」を「100分の108」と改正

富山市行政財産使用料条例

富山市民プラザホール条例

富山市舞台芸術パーク条例

富山市芸術文化ホール条例

富山市呉羽会館条例

富山市新保文化会館条例

富山国際会議場条例

富山市大山地域市民センター条例

富山市駐車場条例

富山市大沢野健康福祉センター条例

富山市八尾健康福祉総合センター条例

富山市細入総合福祉センター条例

富山市老人福祉センター条例

富山市老人憩いの家条例

富山市病院事業の設置等に関する条例

富山市地域し尿処理施設に関する条例

富山市斎場条例

富山市水橋商工文化会館条例

とやまインキュベータ・オフィス条例

富山市浜黒崎キャンプ場条例

富山市牛岳温泉健康センター等条例

富山市牛岳温泉スキー場条例
富山市岩稲ふれあいセンター条例
富山ガラス工房条例
富山市農村環境改善センター等条例
富山市古洞の森自然活用村条例
富山市市民農園条例
富山市猿倉山森林公園条例
富山市八尾ゆめの森交流施設条例
富山市八尾ほたるの里農村公園条例
富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例
富山市白木峰山麓交流施設条例
富山市割山森林公園条例
富山市山田自然休養村条例
富山市漁港管理条例
富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館条例
富山市道路占用料条例
富山市法定外公共物管理条例
富山市野外教育活動センター条例
富山市科学博物館条例
富山市郷土博物館条例
富山市民俗民芸村条例
富山市浮田家条例
富山市森家条例
富山市大沢野生涯学習センター条例
富山市大久保ふれあいセンター条例
富山市大沢野文化会館条例
富山市大山文化会館条例
富山市大山歴史民俗資料館条例
富山市地区コミュニティセンター条例
富山市八尾コミュニティセンター条例
富山市八尾ふらっと館条例
富山市八尾化石資料館条例
富山市八尾おわら資料館条例
富山市婦中ふれあい館条例
富山市音川交流センター条例
富山市猪谷関所館条例

富山市笹倉駐車場条例
富山市水道事業給水条例
富山市工業用水道事業給水条例
富山市納骨堂条例
富山市新産業支援センター条例
富山市まちなか賑わい広場条例
富山市営農サポートセンター条例
富山市白樺ハイツ条例
とやまスローライフ・フィールド条例
富山市角川介護予防センター条例
富山市フィッシャリーナ条例
富山市公設地方卸売市場条例
富山市職業訓練センター条例
富山市立富山外国語専門学校条例

イ 規定する金額の改正

富山市路面電車施設条例
走行距離 1 キロメートルあたりの路面電車施設使用料
「168円」→「173円」

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 平成26年4月1日

2 富山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 職員の定年から5年を減じた年齢から高齢者部分休業を申請することができるものとする。

(2) 施行期日 平成26年4月1日

3 富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 職員の休業の状況を報告事項に追加

(2) 施行期日 平成26年4月1日

4 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 平成18年4月に行った給料表の切替えに伴う給料の引下げの経過措置として行っていた現給保障を平成27年3月31日で廃止する。

(2) 規則で定める年齢に満たない職員について、平成19年4月から平成22年3月までの間に実施した昇給抑制の回復を平成26年4月1日から平成28年4月1日までに3号給を限度に実施する。

(3) 施行期日 平成26年4月1日

5 富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 早期退職募集制度の導入

対象となる募集

ア 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

イ 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

(2) 定年前早期退職者に対する特例措置の拡充

ア 特例が適用される年齢及び勤続期間の改正

「定年から10年を減じた年齢以上で勤続期間が25年以上」

↓

「定年から15年を減じた年齢以上で勤続期間が20年以上」

イ 退職日給料月額割増率の改正

「定年前1年につき2%」→「定年前1年につき3%」

(定年1年前に退職する場合は2%)

ウ 勤務公署の移転により退職した者を特例措置の対象に含める。

(3) 技能労務職員の給料月額の減額改定に伴う経過措置

平成26年4月1日の技能労務職員の給料月額の減額改定に伴い給料月額が減額され、その職員の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給する規定の適用を退職日において受け

ているときは、退職手当の算定の基礎となる給料月額にその差額に相当する額を加えることとするもの。

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 平成26年4月1日

6 富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 消費税及び地方消費税の税率引上げ後も共通観覧券の料金を据え置く。

ア 「100分の105」を「100分の108」と改正

イ 金額の改定

3日間共通観覧券

「670円」 → 「650円」

年間共通観覧券

「950円」 → 「930円」

(2) 施行期日 平成26年4月1日

7 富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 杉原幼稚園の廃止

(2) 施行期日 平成26年4月1日

8 富山市社会教育委員条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、富山市教育委員会が委嘱するものとする。

(2) 施行期日 平成26年4月1日

9 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 消費税及び地方消費税の税率引上げ相当額を引き上げる。

「100分の105」を「100分の108」と改正

(2) 公民館の移転

太田公民館

「富山市石屋150番地」 → 「富山市太田351番地2」

(3) 施行期日 平成26年4月1日

10 富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 規定の追加

ア 職員

不在者投票における投票立会人のうち選挙管理委員会が任命したものの

イ 報酬額

日額10,700円を超えない範囲内において任命権者が定める額

(2) 審査会の名称変更

「障害程度判定審査会」 → 「障害支援区分判定審査会」

(3) 介護認定審査会及び障害支援区分判定審査会委員の報酬額の改定

ア 合議体の長

「18,000円」 → 「19,000円」

イ 合議体の長以外の委員

「16,000円」 → 「17,000円」

(4) 施行期日 平成26年4月1日。(1)は、公布の日。

11 富山市老人医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 65歳以上75歳未満の軽度障害者の医療費助成額の改正

「本人が負担すべき額」

↓

「本人が負担すべき額から医療に要する費用の1割を控除した額」

(2) 施行期日 平成26年8月1日

12 富山市障害程度判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する
条例制定の件

(1) 名称の変更

「富山市障害程度判定審査会」

↓

「富山市障害支援区分判定審査会」

(2) 施行期日 平成26年4月1日

13 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 重度訪問介護の対象追加

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者をサービス対象に加える。

(2) 共同生活介護と共同生活援助の一元化

「共同生活援助」にサービスを一元化し、共同生活援助事業所における介護等の提供について、事業者自ら行うか居宅介護事業者に委託するかを選択できるものとする。

(3) 基準は、省令どおりとする。

(4) 施行期日 平成26年4月1日

14 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 法律の改正に伴う規定の整備

(2) 施行期日 平成26年4月1日

15 富山市こども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 通院医療費の助成対象の拡大

「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」

↓

「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」

対象を拡大した部分の助成金の額は、同一の月において保護者等が負担すべき額の合計額から1,000円を控除した額とする。

(2) 施行期日 平成26年10月1日

16 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 消費税及び地方消費税の税率引上げ後もスポーツ施設の使用料を据え置く。

ア 「100分の105」を「100分の108」と改正

イ 料金の改定

施設使用料を据え置くため、料金を引き下げる。

(2) スポーツ施設の追加

ア 名称及び位置

名 称	位 置
富山市ストリートスポーツパーク	富山市婦中町下轡田759番地1

イ 供用日時

供用日	供用時間
1月5日から12月27日 までの日	午後1時から午後8時（土曜日にあつては 午前10時から午後8時、日曜日及び休日 にあつては午前10時から午後7時）まで

ウ 使用料
個人の場合

種 別		単 位	金 額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)	
スケートゾ ーン	大人 (高校生以上)		1回につき	370	
	小人 (中学生以下)			185	
	期間使用券	大人 (高校生以上)	1月券	4,630	
			3月券	9,260	
			6月券	13,890	
		小人 (中学生以下)	1月券	2,315	
			3月券	4,630	
6月券			6,945		
ボルダリン グゾーン	大人 (高校生以上)		2時間につき	280	140
	小人 (中学生以下)			140	75
	期間使用券	大人 (高校生以上)	1月券	3,520	
			3月券	7,040	
			6月券	10,560	
		小人 (中学生以下)	1月券	1,760	
			3月券	3,520	
6月券			5,280		
団体	20人以上		1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

- 1 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 ボルダリングゾーンの期間使用券によるボルダリングゾーンの使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りボルダリングゾーンを使用することができる。

大会等の場合

種 別			使用時間区分による金額（円）					超過料金（円） （1時間につき）	
			10時～ 12時	12時～ 14時	14時～ 16時	16時～ 18時	18時～ 20時		
アマチュアスポーツ施設、ストリートエリア	アマチュアスポーツに使用するとき	入場無料の場合	3,705	3,705	3,705	3,705	4,630	2,315	
		入場有料の場合	7,410	7,410	7,410	7,410	9,260	4,630	
	その他の催しに使用するとき	入場無料の場合	18,520	18,520	18,520	18,520	23,150	11,575	
		入場有料の場合	37,040	37,040	37,040	37,040	46,300	23,150	
	ボルダリングゾーン	アマチュアスポーツに使用するとき	入場無料の場合	2,780	2,780	2,780	2,780	3,475	1,745
			入場有料の場合	5,560	5,560	5,560	5,560	6,945	3,485
その他の催しに使用するとき		入場無料の場合	13,890	13,890	13,890	13,890	17,365	8,705	
	入場有料の場合	27,780	27,780	27,780	27,780	34,725	17,410		
ダンスゾーン	アマチュアスポーツに使用するとき	入場無料の場合	1,855	1,855	1,855	1,855	2,315	1,160	
		入場有料の場合	3,705	3,705	3,705	3,705	4,630	2,315	
	その他の催しに使用するとき	入場無料の場合	9,260	9,260	9,260	9,260	11,575	5,790	
		入場有料の場合	18,520	18,520	18,520	18,520	23,150	11,575	

備考 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。

(4) 施行期日 (1) は平成26年4月1日、(2) は規則で定める日

17 富山市富山南総合公園文化体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 能楽堂の使用料については、消費税及び地方消費税の税率引上げ相当額を引き上げるが、体育文化センター及び庭球場については、消費税及び地方消費税の税率引上げ後も使用料を据え置く。

ア 「100分の105」を「100分の108」と改正

イ 体育文化センター及び庭球場の料金の改定

体育文化センター及び庭球場の使用料を据え置くため、料金を引き下げる。

(2) 施行期日 平成26年4月1日

18 富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) し尿汲取手数料の統一

種別	合併前の富山市の区域	合併前の大沢野町の区域	合併前の大山町の区域	合併前の八尾町の区域	合併前の婦中町の区域	合併前の山田村の区域	合併前の細入村の区域
し尿汲取手数料	(1) 1回の収集量180リットルまで 2,000円 (2) 1回の収集量180リットルを超える18リットルまでごとに200円 (仮設トイレにあつては、1便槽につき、それぞれ1,050円を加算する。)	100リットルにつき 572円	18リットルにつき 105円	(1) 基本料1回につき1,000円 (2) 100リットルにつき490円 (3) ホース使用料200円 (30メートル以上の場合に限る。)	100リットルにつき 700円	(1) 基本料1回につき3,000円 (2) 100リットルにつき500円 (仮設トイレにあつては、500リットルまでは2,500円とし、500リットルを超える100リットルまでごとに500円とする。)	100リットルにつき 583円
し尿中継施設搬入手数料					1,000リットルにつき 158円		

↓

単 位	金 額	備 考
1回の収集量180リットルまで	2,050円	仮設トイレに係る収集にあつては、1便槽につき、1,080円を加算する。
1回の収集量180リットルを超える18リットルまでごとにつき	210円	
1月を単位として、市の中継施設への搬入量1,000リットルまでごとにつき	270円	

- (2) 最終処分場へ搬入できる物として市長が指定するものに係る処理手数料の単位を変更するとともに、処理手数料について消費税及び地方消費税の税率引上げ相当額を引き上げる。

1回の搬入量1,000キログラムまでごとにつき	→	1月を単位として、市の最終処分場への搬入量1,000キログラムまでごとにつき
9,450円		9,720円

- (3) 一般廃棄物処理手数料について、消費税及び地方消費税の税率引上げ相当額を引き上げる。

ア 特定家庭用機器

1台につき

「1,500円」 → 「1,540円」

イ その他の一般廃棄物

(ア) 1回の排出量が30キログラムまでの部分

「2,000円」 → 「2,050円」

(イ) 1回の排出量が30キログラムを超え10キログラムまでごとにつき

「300円」 → 「310円」

- (4) 富山市廃棄物減量等推進審議会の廃止

- (5) 廃棄物減量等推進員の廃止

(6) 施行期日 平成26年4月1日

19 富山市ハイテク・ミニ企業団地条例及び富山市ハイテク・ミニ企業団地研修センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 消費税及び地方消費税の税率引上げ相当額を引き上げる。

「100分の105」を「100分の108」と改正

(2) 名称変更

「富山市ハイテク・ミニ企業団地」

↓

「富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地」

「富山市ハイテク・ミニ企業団地研修センター」

↓

「富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター」

(3) 施行期日 平成26年4月1日

20 富山市八尾曳山展示館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 消費税及び地方消費税の税率引上げ相当額を引き上げる。

「100分の105」を「100分の108」と改正

(2) 施設の利用料金の設定方法を承認料金に変更する。

(3) 施行期日 平成26年4月1日

21 富山市農業集落污水处理施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 消費税及び地方消費税の税率引上げ相当額を引き上げる。

「100分の105」を「100分の108」と改正

(2) 農業集落污水处理施設の追加

富山市水橋小池・五郎丸地区 農業集落污水处理施設	富山市水橋小池335番地1
-----------------------------	---------------

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 平成26年4月1日

22 富山市コミュニティバス条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 消費税及び地方消費税の税率引上げ後もコミュニティバス使用料を据え置く。

ア 「100分の105」を「100分の108」と改定

イ 料金の改定

大人（高校生以上）

「190円」 → 「185円」

(2) 施行期日 平成26年4月1日

23 富山市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 消費税及び地方消費税の税率引上げ相当額を引き上げる。

「100分の105」を「100分の108」と改正

(2) 占用料の追加及び見直し

ア 占用料の追加

太陽電池発電施設、燃料電池発電施設 で地下に設けられるもの及び蓄電池で 地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年 1,000円
熱供給施設で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年 1,500円

イ 占用料の見直し

鉄塔その他これに類するもの

「1個につき1年 1,400円」

↓

「1平方メートルにつき1年 1,400円」

(3) 施行期日 平成26年4月1日

24 富山市地域広場条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 消費税及び地方消費税の税率引上げ相当額を引き上げる。

「100分の105」を「100分の108」と改正

(2) 占用料の追加及び見直し

ア 占用料の追加

太陽電池発電施設、燃料電池発電施設 で地下に設けられるもの及び蓄電池で 地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年 1,000円
熱供給施設で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年 1,500円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年 600円

イ 占用料の見直し

鉄塔その他これに類するもの

「1個につき1年 1,400円」

↓

「1平方メートルにつき1年 1,400円」

(3) 地域広場の追加

富山市山田ふれあい地域広場	富山市山田沼又70番地
---------------	-------------

(4) 施行期日 平成26年4月1日。(3)は、公布の日。

25 富山市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 消費税及び地方消費税の税率引上げ後もファミリーパーク入園料を据え置く。

ア 「100分の105」を「100分の108」と改定

イ 料金の改定

大人(高校生以上)

個人「480円」 → 「460円」

団体「380円」 → 「370円」

(2) 施行期日 平成26年4月1日

26 富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 中ノ寺団地の廃止

(2) 施行期日 平成26年4月1日

27 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 経営の基本の改正

水道事業

ア 給水人口

「416,000人」 → 「415,000人」

イ 1日最大給水量

「213,500立方メートル」

↓

「200,600立方メートル」

(2) 施行期日 平成26年4月1日

28 富山市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 消費税及び地方消費税の税率引上げ相当額を引き上げる。

「100分の105」を「100分の108」と改正

(2) 届出事項の追加

ア 届出事項

公共下水道の使用の態様の変更

イ 罰則の追加

届出を怠った場合、5万円以下の過料

(3) 施行期日 平成26年4月1日

29 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 引用条文の改正

(2) 施行期日 平成26年4月1日

30 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 手数料の改定

ア 指定数量の倍数が200を超える危険物の製造所の設置の許可の申請に係る審査

「91,000円」 → 「92,000円」

イ 特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査

(ア) 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満

「820,000円」 → 「830,000円」

(イ) 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満

「990,000円」 → 「1,010,000円」

(ウ) 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満

「1,100,000円」 → 「1,120,000円」

(エ) 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満

「1,400,000円」 → 「1,420,000円」

(オ) 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満

「1,640,000円」 → 「1,660,000円」

(カ) 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満

「3,850,000円」 → 「3,880,000円」

(キ) 300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満

「5,090,000円」 → 「5,100,000円」

ウ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査

(ア) 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満

「1,120,000円」 → 「1,130,000円」

(イ) 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満

「1,330,000円」 → 「1,340,000円」

(ウ) 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満

「1,480,000円」 → 「1,500,000円」

- (エ) 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満
「2,120,000円」 → 「2,140,000円」
- (オ) 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満
「4,330,000円」 → 「4,350,000円」

エ 指定数量の倍数が200を超える危険物の一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査

「91,000円」 → 「92,000円」

オ 特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査
溶接部検査

- (ア) 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満
「950,000円」 → 「990,000円」
- (イ) 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満
「1,650,000円」 → 「1,720,000円」
- (ウ) 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満
「3,180,000円」 → 「3,320,000円」
- (エ) 300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満
「3,890,000円」 → 「4,060,000円」
- (オ) 400,000キロリットル以上
「4,450,000円」 → 「4,650,000円」

カ 特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査

- (ア) 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満
「410,000円」 → 「430,000円」
- (イ) 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満
「920,000円」 → 「960,000円」
- (ウ) 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満
「1,160,000円」 → 「1,210,000円」
- (エ) 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満
「2,830,000円」 → 「2,950,000円」
- (オ) 300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満
「3,470,000円」 → 「3,620,000円」
- (カ) 400,000キロリットル以上
「4,000,000円」 → 「4,170,000円」

(2) 消費税及び地方消費税の税率引上げ相当額を引き上げる。

ア 犬の予防注射に関する事務

「2,450円」 → 「2,520円」

イ 犬の抑留に関する事務

(ア) 飼養管理

「420円」 → 「430円」

(イ) 返還

「4,200円」 → 「4,300円」

ウ 犬又は猫の引取りに関する事務

(ア) 生後90日以内の犬又は猫

「400円」 → 「410円」

(イ) 生後90日を超える犬又は猫

「2,000円」 → 「2,060円」

エ たい肥原料の処理に関する事務

(ア) 家畜ふん尿、もみ殻、廃菌1トンにつき

「1,200円」 → 「1,230円」

(イ) 木質の植物性残さ1トンにつき

「8,000円」 → 「8,230円」

(ウ) 木質以外の植物性残さ1トンにつき

「5,000円」 → 「5,140円」

(3) 引用条文の改正

(4) 施行期日 平成26年4月1日。(3)は、平成26年6月12日

31 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 国民健康保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の上限額を引き上げる。

ア 後期高齢者支援金等賦課額

「140,000円」 → 「160,000円」

イ 介護納付金賦課額

「120,000円」 → 「140,000円」

(2) 国民健康保険料の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数及び特定同一世帯所属者数に世帯主を含める。

(3) 国民健康保険料の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額の改正
「350,000円」 → 「450,000円」

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 平成26年4月1日

C その他の議決案件（2件）

1 富山地区広域圏事務組合規約の変更に関する件

2 財産の無償貸付の件

婦中鶉坂駅のホーム、上屋、階段及びスロープを西日本旅客鉄道株式会社へ無償貸付するもの

<その他>

D 追加提出（5件）

1 契約案件（1件）

(1) 包括外部監査契約締結の件

2 人事案件（4件）

(1) 富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

(2) 富山市監査委員の選任に関し同意を求める件

(3) 富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

(4) 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

平成26年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分 会 計 名	平成26年度		平成25年度		対前年度比較		
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B	
一般会計	156,200,813	47.2	152,436,424	47.1	3,764,389	102.5	
特別会計	1 公債管理特別会計	27,082,478	8.2	25,465,598	7.9	1,616,880	106.3
	2 駐車場事業特別会計	424,863	0.1	414,933	0.1	9,930	102.4
	3 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	26,873	0.0	17,387	0.0	9,486	154.6
	4 後期高齢者医療事業特別会計	9,199,508	2.8	9,011,656	2.8	187,852	102.1
	5 介護保険事業特別会計	38,405,531	11.6	36,067,470	11.1	2,338,061	106.5
	6 国民健康保険事業特別会計	39,775,607	12.0	40,667,626	12.6	▲ 892,019	97.8
	7 企業団地造成事業特別会計	328,417	0.1	206,283	0.1	122,134	159.2
	8 白樺ハイツ事業特別会計	72,174	0.0	58,705	0.0	13,469	122.9
	9 牛岳温泉健康センター事業特別会計	52,471	0.0	53,125	0.0	▲ 654	98.8
	10 牛岳温泉スキー場事業特別会計	177,273	0.1	174,972	0.1	2,301	101.3
	11 競輪事業特別会計	12,148,192	3.6	12,653,032	3.9	▲ 504,840	96.0
	12 農業共済事業特別会計	510,983	0.1	350,758	0.1	160,225	145.7
	13 農業集落排水事業特別会計	1,347,388	0.4	1,536,340	0.5	▲ 188,952	87.7
	14 公設地方卸売市場事業特別会計	526,761	0.2	321,167	0.1	205,594	164.0
	15 軌道整備事業特別会計	9,368	0.0	5,985	0.0	3,383	156.5
	16 賃貸住宅・店舗事業特別会計	207,873	0.1	183,503	0.1	24,370	113.3
特別会計 小計	130,295,760	39.3	127,188,540	39.4	3,107,220	102.4	
企業会計	17 水道事業会計	9,481,045	2.9	9,037,379	2.8	443,666	104.9
	18 工業用水道事業会計	340,421	0.1	521,977	0.2	▲ 181,556	65.2
	19 公共下水道事業会計	22,023,811	6.6	21,519,841	6.6	503,970	102.3
	20 病院事業会計	12,841,139	3.9	12,727,414	3.9	113,725	100.9
企業会計 小計	44,686,416	13.5	43,806,611	13.5	879,805	102.0	
合 計	331,182,989	100.0	323,431,575	100.0	7,751,414	102.4	

平成26年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分 款	平成26年度		平成25年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 市税	70,373,771	45.1	69,410,623	45.5	963,148	101.4
2 地方譲与税	1,353,100	0.9	1,354,400	0.9	▲ 1,300	99.9
3 利子割交付金	153,000	0.1	185,000	0.1	▲ 32,000	82.7
4 配当割交付金	276,000	0.2	125,000	0.1	151,000	220.8
5 株式等譲渡所得割交付金	46,000	0.0	36,000	0.0	10,000	127.8
6 地方消費税交付金	4,723,000	3.0	4,377,000	2.9	346,000	107.9
7 ゴルフ場利用税交付金	76,000	0.0	76,000	0.0	0	100.0
8 自動車取得税交付金	190,000	0.1	368,000	0.2	▲ 178,000	51.6
9 地方特例交付金	230,000	0.1	230,000	0.2	0	100.0
10 地方交付税	21,400,000	13.7	21,650,000	14.2	▲ 250,000	98.8
11 交通安全対策特別交付金	90,000	0.1	90,000	0.1	0	100.0
12 分担金及び負担金	3,028,338	1.9	2,970,099	1.9	58,239	102.0
13 使用料及び手数料	2,591,402	1.7	2,591,917	1.7	▲ 515	100.0
14 国庫支出金	17,962,616	11.5	15,844,813	10.4	2,117,803	113.4
15 県支出金	7,404,741	4.8	7,874,448	5.2	▲ 469,707	94.0
16 財産収入	408,487	0.3	608,824	0.4	▲ 200,337	67.1
17 繰入金	4,132,618	2.6	1,720,385	1.1	2,412,233	240.2
18 諸収入	3,754,240	2.4	3,322,515	2.2	431,725	113.0
19 市債	18,007,500	11.5	19,601,400	12.9	▲ 1,593,900	91.9
合 計	156,200,813	100.0	152,436,424	100.0	3,764,389	102.5

平成 26 年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A - B	A / B
1	市税	70,373,771	69,410,623	963,148	101.4
	(1) 市民税	31,348,771	30,694,623	654,148	102.1
	ア 個人	23,113,771	23,009,623	104,148	100.5
	イ 法人	8,235,000	7,685,000	550,000	107.2
	(2) 固定資産税	28,604,000	28,300,000	304,000	101.1
	(3) 軽自動車税	798,000	767,000	31,000	104.0
	(4) 市たばこ税	2,995,000	3,064,000	▲ 69,000	97.7
	(5) 入湯税	111,000	101,000	10,000	109.9
	(6) 事業所税	3,345,000	3,334,000	11,000	100.3
	(7) 都市計画税	3,172,000	3,150,000	22,000	100.7
2	地方譲与税	1,353,100	1,354,400	▲ 1,300	99.9
	(1) 地方揮発油譲与税	400,000	386,000	14,000	103.6
	(2) 自動車重量譲与税	921,000	937,000	▲ 16,000	98.3
	(3) 特別とん譲与税	3,100	4,400	▲ 1,300	70.5
	(4) 航空機燃料譲与税	29,000	27,000	2,000	107.4
3	利子割交付金	153,000	185,000	▲ 32,000	82.7
4	配当割交付金	276,000	125,000	151,000	220.8
5	株式等譲渡所得割交付金	46,000	36,000	10,000	127.8
6	地方消費税交付金	4,723,000	4,377,000	346,000	107.9
7	ゴルフ場利用税交付金	76,000	76,000	0	100.0
8	自動車取得税交付金	190,000	368,000	▲ 178,000	51.6
9	地方特例交付金	230,000	230,000	0	100.0
10	地方交付税	21,400,000	21,650,000	▲ 250,000	98.8
	(1) 普通交付税	19,400,000	19,650,000	▲ 250,000	98.7
	(2) 特別交付税	2,000,000	2,000,000	0	100.0
11	臨時財政対策債	8,600,000	8,400,000	200,000	102.4
12	競輪事業収入	40,000	30,000	10,000	133.3
13	その他	781,988	882,129	▲ 100,141	88.6
	合 計	108,242,859	107,124,152	1,118,707	101.0

平成26年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（歳出）

（単位：千円、％）

款	平成26年度		平成25年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	817,225	0.5	815,369	0.5	1,856	100.2
2 総務費	16,409,278	10.5	17,854,711	11.7	▲1,445,433	91.9
3 民生費	52,217,030	33.4	50,377,424	33.1	1,839,606	103.7
4 衛生費	11,186,758	7.2	11,495,402	7.5	▲308,644	97.3
5 労働費	759,866	0.5	848,271	0.6	▲88,405	89.6
6 農林水産業費	3,803,736	2.5	3,647,799	2.4	155,937	104.3
7 商工費	4,447,795	2.8	4,250,530	2.8	197,265	104.6
8 土木費	23,251,215	14.9	22,102,377	14.5	1,148,838	105.2
9 消防費	5,589,535	3.6	4,376,282	2.9	1,213,253	127.7
10 教育費	12,572,997	8.0	11,634,855	7.6	938,142	108.1
11 災害復旧費	19,500	0.0	14,500	0.0	5,000	134.5
12 公債費	25,025,878	16.0	24,918,904	16.3	106,974	100.4
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合計	156,200,813	100.0	152,436,424	100.0	3,764,389	102.5

平成26年度 一般会計予算案 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	平成26年度		平成25年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B
1 人件費	25,856,689	16.6	27,403,135	18.0	▲1,546,446	94.4
2 扶助費	27,782,480	17.8	27,477,704	18.0	304,776	101.1
3 公債費	25,029,000	16.0	24,918,904	16.4	110,096	100.4
義務的経費 小計	78,668,169	50.4	79,799,743	52.4	▲1,131,574	98.6
4 普通建設事業費	17,442,128	11.2	15,303,097	10.0	2,139,031	114.0
(1) 補助事業費	7,032,204	4.6	5,342,879	3.5	1,689,325	131.6
(2) 単独事業費	9,424,676	6.0	8,262,007	5.4	1,162,669	114.1
(3) 県営事業負担金	985,248	0.6	1,698,211	1.1	▲712,963	58.0
5 災害復旧事業費	19,500	0.0	14,500	0.0	5,000	134.5
投資的経費 小計	17,461,628	11.2	15,317,597	10.0	2,144,031	114.0
6 物件費	20,110,311	12.8	19,827,883	13.0	282,428	101.4
7 維持補修費	1,579,001	1.0	1,500,785	1.0	78,216	105.2
8 補助費等	21,068,295	13.5	19,232,002	12.6	1,836,293	109.5
(1) 負担金寄附金	9,911,414	6.4	10,002,487	6.6	▲91,073	99.1
(2) 補助交付金	10,175,128	6.5	8,128,468	5.3	2,046,660	125.2
(3) その他	981,753	0.6	1,101,047	0.7	▲119,294	89.2
9 積立金	85,419	0.1	63,144	0.0	22,275	135.3
10 投資及び出資金	1,397,525	0.9	1,154,345	0.8	243,180	121.1
11 貸付金	1,791,711	1.1	1,373,701	0.9	418,010	130.4
12 繰出金	13,938,754	8.9	14,067,224	9.2	▲128,470	99.1
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	156,200,813	100.0	152,436,424	100.0	3,764,389	102.5